❷ その他の改正



ライフライン設置権が認められます

電気、ガス、水道水等の供給について、他人の土地に設備を設置する権利(設備設置権) 及び他人の所有する設備を使用する権利(設備使用権)が明確になります。



家屋の修繕工事をする際に 隣地に足場を組むことができるようになります

建物の建築、修繕、取壊し、境界の調査測量などの場合に、隣地を使用できる 権利が明確になります。



登記上の所有者が特定しやすくなります

- ・所有者に相続があった場合、相続登記の申請が義務化されます。
- ・所有者の住所または氏名が変わった場合、変更登記の申請が義務化されます。
- ・所有者が死亡した場合、登記上に死亡したことが分かる符号が表示されます。
- ・所有者が外国に居住する場合、日本国内の連絡先が登記されます。
- ・株式会社等の法人が所有者の場合、会社法人等番号が登記されます。



「全国版の名寄せ」ができます

所有権の登記名義人やその相続人等は、その名義の不動産の一覧(所有不動産記録 証明書)が取得できるようになります。

これにより、相続登記の漏れを防ぐことが期待できます。



ご相談は、 お近くの 司法書士会へ 東京司法書士会

〒160-0003

東京都新宿区四谷本塩町4-37 司法書士会館2F TEL 03-3353-9191

検索 www.tokyokai.jp/

Q)



発行者



〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号司法書士会館3階 TEL 03-3359-4171 https://www.shiho-shoshi.or.jp/

2022 3

令和8年(施行日未定)

住所等変更登記の申請義務化

空き家・所有者不明土地問題に効く令和3年民法・不動産登記法改正

新しい空き家と土地の





空き家の管理を所有者が放置!

管理不全土地・ 建物管理人制度』が できました!

裁判所が、利害関係人の請求により、 管理人による管理を命ずることが可能に

管理人により、ゴミの撤去、害虫の駆除、 補修工事等が可能に

- ・不動産の所在地を管轄する地方裁判所へ申立。予納金が必要。
- ・申立後、原則的に裁判所による所有者への陳述聴取が必要。
- ・区分建物には適用されない。



- ●所有者を相手に不法行為に基づく
- 損害賠償請求等の訴えを提起して、強制執行等が必要
- ●所有者に代わって管理を行う者を選任する制度はなかった

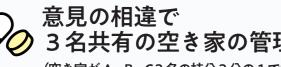
column

要らない土地を 国に引き取って もらえるようになった?

相続した土地に、建物が無い、境界が明確、土壌 汚染が無い、通路等では無い、担保 権や使用権等が無い、管理が難しく ない、10年分の管理料を前納する等 の条件をクリアし、法務大臣の承認

> とが可能となります。 のではないことに 注意が必要です。





形状又は効用の著しい変更を伴わない変更は、 持分の価格の過半数によりでき、ABのみで可能

- ・形状又は効用の著しい変更を伴わない変更の例として、建物の外壁の修繕、屋上防水工事、 砂利道のアスファルト舗装が考えられる。





空き家の所有者がわからない!

所有者不明土地• 建物管理人制度』が できました!



特定の土地・建物について、 財産管理、処分することが可能に

『所有者不明土地・建物管理人』を 物件所在地の【地方】裁判所が選任

- 地方公共団体の長等に申立権の特例有。予納金が必要。 管理命令は登記される。
- ・所有者が法人の場合も利用可能で、複数の不明共有者について 管理人は一人でよい。
- ・管理人は裁判所の許可を得て処分(建物取壊や売却)できる。



●所有者の状況に応じ、その所有者の全ての財産を管理、処分する制度しかなかった Ex.相続財産管理人、不在者財産管理人、清算人を所有者の住所地の【家庭】裁判所が選任



空き家の木の枝が 境界を越えてきた!

越境した 枝木の切り取りの ルールが できました!



判決を得て、強制執行せざるを得なかった

●竹木が共有の場合、共有者全員の

同意が必要(変更行為)

■竹木の所有者に対し催告したが 相当期間(2週間程度) 内に 切除しないとき

■竹木の所有者が不明なとき

下記のいずれかの場合、

越境された土地の所有者が、

枝を自ら切り取ることが可能に

■急迫の事情があるとき

- ・竹木が共有物の場合、各共有者が越境している枝を 切り取ることができる。
- ・共有者の一人からの承諾を得れば、越境された土地の 所有者が、枝を自ら切り取ることができる。
- ・竹木が共有の場合は共有者全員に催告が必要。
- ・切除に要する費用は竹木所有者に請求できると解される。
- ・切り取った枝は、切り取った者が処分できると解される。



意見の相違で 3名共有の空き家の管理が放置!

共有者の

持分の過半数で

できることが

明確に

なりました

(空き家が A、B、C3名の持分3分の1で共有の場合)

・C が賛否を明らかにしていない場合、裁判所の決定を得て、A B (持分の過半数) のみで 管理に関する事項を決定することもできる。

● A、B、C 3名の合意が無ければ共有物への変更はできなかった





